

審 査 基 準

A-a-27
令和7年11月28日作成

| |
|--|
| 法 令 名：風営適正化法 |
| 根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項 |
| 処 分 の 概 要：認定証の再交付 |
| 原権者（委任先）：愛知県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 処 理 期 間：14日 |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口 |
| 問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184) |
| 備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。 |